

慶弔規程（２）

一般社団法人日本粉体工業技術協会

第1条 この規程は、会員に関する慶弔事項を規定する。

第2条 正会員企業の代表者^{注1}、若しくはこれに準ずる人^{注2}が死亡したる場合は会長名で

- 1) 弔電
- 2) 弔慰金2万円又は供花1基

を贈る。

また、第2条の適用は、事務局に連絡のあった場合に限るものとする。

注1. 賛助会員、個人会員を含む。

注2. 関係学会等の代表者もこれを含む。

2. 会員会社での社葬について、事務局が連絡を受けた場合についても上記に準ずるものとする。
3. 葬儀への協会代表者参列については、会長の判断に従うものとする。

第3条 会員名簿に登録された本人若しくはこれに準ずる人が、長期にわたる傷病にあった場合、あるいは風水害、火災、その他非常災害を受けた場合は、理事会の協議により見舞金を贈る。

第4条 特に本協会に貢献のあった人が死亡したる場合は、第2条の規定に準ずる。

第5条 慶事については必要時、会長の判断により祝金を贈ることができる。

2. 会員会社から記念式典等についての招待状を受けた場合は祝電を贈るものとし、出欠については会長の判断に従うものとする。

第6条 本規程に定められていない事項についての処理は、専務理事の決裁により、事後理事会に報告、了承を受けるものとする。

付 則 この規程の改定は、理事会の承認を得た日から発効する。

付 記 昭和56年12月 1日 制定・施行
昭和57年 2月18日 改正
平成 8年 9月19日 改定（理事会承認）
平成 9年 9月18日 一部改定（理事会承認）
平成15年 3月19日 一部改定（理事会承認）
平成23年 3月18日 確認（理事会承認）